

■「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」に基づく駐車施設の設置基準について【概要版】

1. 自転車等駐車場の附置

(1) 附置義務基準

対象地域	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模(台数) ^{※2}
商業・近隣商業地域	百貨店・スーパーマーケット等小売店舗	店舗面積が400m ² を超えるもの	店舗面積を40m ² で除して得た台数 (店舗面積が400m ² を超え800m ² 以下であるときは、20台)
	銀行	店舗面積が200m ² を超えるもの	店舗面積を30m ² で除して得た台数 (店舗面積が200m ² を超え600m ² 以下であるときは、20台)
	遊戯場	店舗面積が200m ² を超えるもの	店舗面積を10m ² で除して得た台数
	専修学校等 ^{※1}	対象面積が400m ² を超えるもの	対象面積を20m ² で除して得た台数
	事務所	対象面積が1,400m ² を超えるもの	対象面積を130m ² で除して得た台数 (対象面積が1,400m ² を超え2,600m ² 以下であるときは、20台)
	レンタルビデオ店	店舗面積が400m ² を超えるもの	店舗面積を40m ² で除して得た台数 (店舗面積が400m ² を超え800m ² 以下であるときは、20台)
	飲食店・カラオケボックス	店舗面積が400m ² を超えるもの	店舗面積を20m ² で除して得た台数
	混合用途 (上記用途で2以上の用途に供する施設)	各用途ごとに上記右欄により算定した台数の合計が20台以上のもの	各用途ごとに上記により算定した台数を合計した台数

※1. 学校教育法に規定する専修学校(第124条)及び各種学校(第134条)

※2. ・店舗面積、対象面積が5,000m²を超える施設の自転車等駐車場の規模

→下記①と②により算定した台数を合計した台数

① 5,000m²までの部分 : 上表の算定方法による台数

② 5,000m²を超える部分 : 上表の算定方法による台数に1/2を乗じて得た台数

・1台未満の端数は切り捨て

(2) 技術基準

・駐車スペース等

種別	駐車スペース	通路幅員	台数割合
自転車	幅0.6m以上、奥行1.9m以上	1.5m	9/10以内
原動機付自転車	幅0.7m以上、奥行1.7m以上	1.5m	1/10以上 [※]

※端数は切り上げ

・利用案内板等

自転車利用者に視認の容易な位置に設けるとともに、有料自転車駐車場である場合には、供用時間、駐車料金を明記しなければならない。

2. 建設奨励 (附置義務台数は対象外)

鉄道駅の乗降客用出入口から徒歩距離にして200m以内の区域に100台以上の自転車駐車場を建設された方に対して奨励措置を行います。ただし、市長がこれを指定した場合のみです。

(1) 交付額

・奨励金 : 自転車駐車場(土地、建物、償却資産)に係る固定資産税相当額

・利子補給金 : 自転車駐車場の建設資金に係る利子の一部

(2) 交付期間 5年間

【問い合わせ】福岡市 道路下水道局 駐車場施設課 TEL(092)711-4443 FAX(092)733-5591

窓口受付時間 月・火・木・金 10:00~12:00 13:00~16:00 注)本庁舎開庁日は除く
※水曜日は現地調査等のため受付していません。

詳しくはホームページをご覧ください。

福岡市 附置義務

検索